

第 1 回

熊本県議会

厚生常任委員会会議記録

令和3年3月19日

開 会 中

場所 第 4 委 員 会 室

第1回 熊本県議会 厚生常任委員会会議記録

令和3年3月19日(金曜日)

午後1時48分開議

午後1時52分閉会

本日の会議に付した事件

委員長互選

副委員長互選

出席委員（8人）

委員長 橋口海平

副委員長 高島和男

委員 藤川隆夫

委員 池田和貴

委員 西聖一

委員 内野幸喜

委員 池永幸生

委員 城戸淳

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

事務局職員出席者

議事課主幹 平江正博

政務調査課主幹 西村哲治

午後1時47分

○平江議事課主幹 お疲れさまでございます。担当書記の平江でございます。よろしくお願ひいたします。

本日は、最初の委員会でございますので、まず、正副委員長の互選をお願いいたします。

委員会条例第6条の2第2項の規定により、年長委員に委員長互選の職務を行っていただくことになっております。

本委員会の年長委員は、池永委員でございます。

それでは、池永委員、どうぞよろしくお願

ひいたします。

（年長委員着席）

午後1時48分開議

○池永幸生年長委員 ただいまから第1回厚生常任委員会を開会いたします。

私が年長でありますので、これより委員長互選の職務を行います。

まず、委員長互選の方法については、指名推選と投票がございますが、指名推選により行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○池永幸生年長委員 御異議なしと認めます。よって、委員長互選の方法は、指名推選により行うことといたします。

それでは、委員長候補者を指名する方を決めたいと思います。どなたから指名をしていただけますでしょうか。

（「藤川委員」と呼ぶ者あり）

○池永幸生年長委員 藤川委員という声が上がっておりますが、藤川委員が指名することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○池永幸生年長委員 御異議なしと認めます。それでは、藤川委員に指名をお願いいたします。

○藤川隆夫委員 はい、分かりました。

委員長に橋口委員をお願いします。

○池永幸生年長委員 橋口委員の氏名がっておりますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○池永幸生年長委員 御異議なしと認めます。よって、橋口委員が委員長に決定しま

した。

これで私の職務は終わりましたので、委員長と交代いたします。

（年長委員退席、委員長着席）

○橋口海平委員長 お疲れさまです。ただいま委員長に選出いただきました橋口海平でございます。今年1年、円滑な委員会運営のために努力してまいりますので、1年間どうぞよろしくお願いいたします。簡単ではございますが、御挨拶とさせていただきます。

それでは、引き続き、副委員長の互選を行います。

副委員長互選の方法については、指名推選と投票がございますが、指名推選により行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○橋口海平委員長 御異議なしと認めます。よって、副委員長互選の方法は、指名推選により行うこととします。

それでは、副委員長候補者を指名する方を決めたいと思います。

どなたから指名をしていただきましょうか。

（「委員長」と呼ぶ者あり）

○橋口海平委員長 委員長にという声がありますが、私が指名することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○橋口海平委員長 御異議なしと認めます。

それでは、副委員長に高島委員を指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○橋口海平委員長 御異議なしと認めます。よって、高島委員が副委員長に決定いたしました。

（副委員長着席）

○橋口海平委員長

それでは、高島副委員長から就任の挨拶を

お願いいたします。

○高島和男副委員長 ただいま副委員長に選出いただきました高島でございます。橋口委員長を補佐して円滑な運営に努めてまいりますので、委員各位におかれましては、御指導、御鞭撻、御協力をよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

○橋口海平委員長 最後に、私のほうから1つ御提案がございます。

閉会中の視察の件についてですが、委員会で行う委員派遣というのは、本来、会議規則第81条により、委員会として、これを議長に申し出ることとなっております。

しかしながら、緊急な委員会視察が必要な場合に、委員会をそのたびに開催するのが不可能な場合もございます。

そこで、所管事務に係る閉会中の委員派遣の目的、日時、場所につきましては、委員長一任ということでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○橋口海平委員長 異議なしということですので、そのように取り計らいます。

それでは、本日の委員会は、これをもって閉会いたします。

午後1時52分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

厚生常任委員会委員長